

2026年（令和8年）3月10日
自由民主党栄養士議員連盟総会

2027年度（令和9年度） 栄養関連予算等に関する主な要望

日本栄養士連盟 会長 井上 幸子

公益社団法人 日本栄養士会 会長 中村 丁次

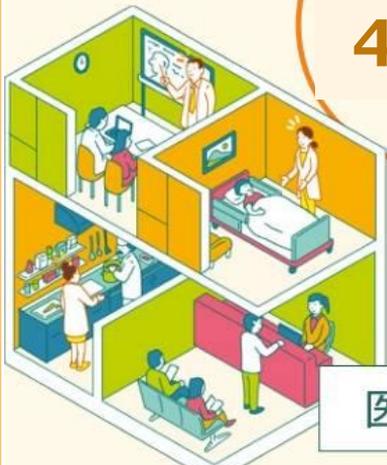


公益社団法人
日本栄養士会

病院やクリニック等の
医療施設

20,695人

42 %



医療

介護保険施設・障がい福祉施設
児童福祉施設

10,037人

20 %



福祉

小中学校
学校給食センター

3,389人

7 %



学校健康教育

都道府県庁、
市町村、保健所

4,185人

9 %

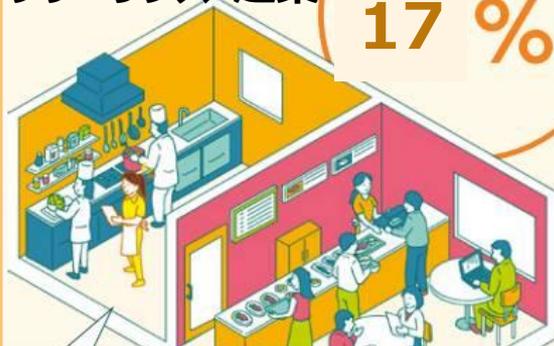


公衆衛生

企業・事業所・薬局
フリーランス・起業

8,154人

17 %



勤労者支援 地域活動

管理栄養士・栄養士
養成施設
研究機関

2,643人

5 %



研究教育

重点要望事項

- 1 日本の栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の組織強化
(省令室化)
- 2 こども政策の推進の観点からも、地域間格差のない栄養教諭の配置促進
- 3 管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善
- 4 介護・障害福祉分野における嚥下調整食の評価の確保
- 5 健康的で持続可能な食環境づくりの実装・定着に向けた予算措置
- 6 管理栄養士・栄養士の専門性向上を支える卒後研修の充実と制度的位置付け
(栄養士法改正)

1 日本の栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の組織強化 (省令室化)

我が国の栄養政策は 新たな段階

- 健康日本21（第三次）推進
- 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりの全国展開
- 診療・介護・障害福祉サービス等報酬の栄養評価の高度化
- 国際的な栄養政策への貢献

栄養政策を横断的・戦略的に推進するために必要な機能

(1) 国と地方自治体を通じた全国的な体制強化

都道府県・市町村の取組を支援・統括し、各自治体の栄養施策の実施体制、人材配置、取組状況等の適正化をリードする中核組織としての機能

(2) 政府全体における栄養政策の横断的推進

医療、介護、障害福祉、成育医療、防災等にまたがる栄養施策について、関係部局・関係省庁との連携を主導し、政府全体で一貫性のある栄養政策を推進

(3) 国際的な発信力を強化するための体制

日本の栄養政策を国際的に発信し、国際会議や各国との協力においてリーダーシップを発揮できる体制として、国際対応を担う司令塔機能を強化

(4) 管理栄養士・栄養士の養成・人材育成を支える中核組織の確立

管理栄養士・栄養士の養成、卒後研修及びキャリア形成を体系的に推進し、社会の多様なニーズに対応できる専門職を安定的に育成・確保する体制

これまでも累次にわたり要望してきたが、いまだ実現していない

日本の栄養政策の中心を担っている厚生労働省において
**栄養指導室を省令に基づく組織として位置付けることを
早期に実現する**

2 こども政策の推進の観点からも、地域間格差のない栄養教諭の配置促進

□こども基本法に基づくこども大綱

- ・全てのこどもが心身ともに健やかに成長できる環境整備
- ・医療的ケアの必要なこどもを含め、学校生活におけるきめ細かな支援

□文部科学省の「食に関する指導の手引」

- ・食物アレルギーへの丁寧な対応
- ・食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食生活習慣の形成
- ・地産地消や食品ロス削減等の現代的課題に対応した食育の推進

新たなこども政策・学校における食育推進の充実

□プレコンセプションケア推進5か年計画

- ・将来の健康やライフデザインや将来の健康を考えて健康管理が行えるよう、若年層に対する栄養・食生活に関する正しい知識の普及等

□食育推進基本計画

- ・大人の食育を含めた生涯を通じた健康づくりの視点が重視

栄養教諭の役割

- 学校給食の管理及び食に関する指導を一体的に担う専門職
- 学校給食の提供や栄養指導を通じ、児童生徒の健康の保持増進を支える重要な役割

- 将来の妊娠・出産や生活習慣病予防につながる食習慣・健康行動の基礎を形成する重要な時期
- 大人へと移行する前に、正しい栄養知識と実践力を身に付ける

児童・生徒の
生涯にわたる健やかな人生の基盤

■ 栄養教諭の配置状況には地域間で大きな格差が存在

栄養教諭を専門人材として適切に位置付け、地域間格差の是正を含めた計画的な配置促進に強力な支援

3 管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善

管理栄養士・栄養士は国民・患者・利用者の健康を守るために不可欠な専門職

管理栄養士・栄養士が担う役割は拡大・高度化し、その専門性と責任に見合った処遇の確保は、専門職として安定的に役割を果たしていくための重要な課題

管理栄養士・栄養士の賃金の実態は、他の専門職と比べると低水準

- 「賃金構造基本統計調査」の職域別平均賃金（令和6年調査結果）で管理栄養士・栄養士は保健医療専門職及び社会福祉専門職の中で、最も低い結果である
- 業務の内容や責任の重さに比して、処遇面で十分な評価がなされていない可能性を示唆する

（例）保育所等における管理栄養士・栄養士

専門性と責任の高い業務を日常的に担い、重要な役割

- ・利用者やこどもの健康状態、成長発達、生活背景に応じた栄養管理・食支援
- ・食物アレルギーや医療的配慮を要するケースへの対応

保育所運営費の根幹を支える仕組みである公定価格に基づき運営

管理栄養士・栄養士の賃金水準は、公定価格の設定に大きく左右される構造

専門性や役割の重要性が 処遇に十分に反映されていないという状況が見られる

■ 管理栄養士・栄養士の専門性と責任が社会全体において適切に評価される医療、介護、福祉、保育、学校、地域、企業等の各分野において、その評価が処遇の改善として着実に反映されるための財政的措置を講じる

4 介護・障害福祉分野における嚥下調整食の評価の確保

嚥下調整食の提供は、介護・障害福祉サービスにおける重要な支援の一つ

- 高齢者や障害のある方が、**安全に食事を摂り、住み慣れた生活の場でその人らしい生活を継続していくためには、摂食・嚥下機能に配慮した適切な栄養管理が不可欠**
- 摂食・嚥下機能の低下は、低栄養や誤嚥性肺炎のリスクを高めるだけでなく、**食事の楽しみや生活の質にも大きな影響**を及ぼす

2026年度の診療報酬改定

- 摂食・嚥下機能に配慮した食事提供の重要性が評価され、**特別食加算の算定対象**として、**適切な嚥下調整食の提供が追加**

- 適切な栄養管理**が、低栄養や誤嚥等のリスク低減につながり、**医療の質及び患者の生活の質の向上**に資することが、制度上明確に位置付けられた

- 嚥下調整食の提供には、利用者一人ひとりの状態に応じた**高度な専門性と、多職種との連携、調理現場における手間と工夫**が求められる

介護・障害福祉へと生活の場が移行

- 栄養管理の質が低下することなく、切れ目なく提供されることが重要**

- 嚥下調整食の取組が、2027年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定においても適切に評価される**

5 健康的で持続可能な食環境づくりの実装・定着に向けた予算措置

健康的で持続可能な食環境戦略（イニシアチブ）を推進

- 厚生労働省は、我が国の栄養課題「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差等に産学官等が連携して取り組むため、**健康日本21（第三次）の目標**として「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を推進
- 全ての都道府県が本イニシアチブと連携することを目標として掲げ、**全国的な取組の推進**が位置づけられている
- こうした食環境づくりは、各地域の健康づくりのみならず、**経済活性にも大きく貢献**

嚥下調整食に対応できる飲食店等の拡大

高齢社会の更なる進展

- 嚥下機能等が低下している者の割合の増加
- 低栄養リスクの高まりが見込まれる

人材育成や技術支援

- 管理栄養士・栄養士**が、対象者の嚥下機能等や栄養状態、嗜好、生活背景等を総合的に評価し、**調理師、介護職、医療職等と連携して嚥下調整食を提案実践できる専門職**としての役割を発揮

- 医療・介護施設にとどまらず、**地域社会や飲食産業等を含めた幅広い場**において、嚥下機能等が低下している人に**安全かつおいしい嚥下調整食を提供**できる体制の整備が必要である
（健康的で持続可能な食環境づくりの一環として極めて重要）
- 医療・介護・栄養・調理の各専門職の連携も不可欠となる

■ 健康的で持続可能な食環境づくりの実装・定着に向けて、**継続的かつ十分な予算措置**

6 管理栄養士・栄養士の専門性向上を支える卒後研修の充実と制度的位置付け (栄養士法改正)

医療分野における専門職としての役割は一層高度化

- 管理栄養士・栄養士は、医療法に基づく医療機能情報提供制度において**医療職種**として位置付けられている
- 2026年度の診療報酬改定においても、**栄養管理の重要性**が評価

介護分野においても「人を見る」専門職としての役割が拡大・高度化

- 要介護高齢者の重度化・多様化**に伴い、低栄養や摂食・嚥下機能の低下等に対応する等、**利用者の状態を総合的に評価する高度な専門性**が必要

防災基本計画における避難所での栄養・食支援への位置付け

- 管理栄養士・栄養士は、**平時のみならず災害時を含め地域社会における専門職としての役割**を担うことが明確

専門職としての質を制度的に担保する仕組みは十分とは言えない
卒後研修を通じた管理栄養士・栄養士の継続的な資質向上を図っていく必要がある

- **卒後研修を通じ、生涯にわたり資質の向上を図ることについて
栄養士法に規定し、管理栄養士・栄養士の人材育成体制を
位置づける（栄養士法の改正）**